

## 太田市長賞交付承認に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、民間団体等（以下「主催者」という。）が行う事業に対する太田市長賞（以下「市長賞」という。）交付承認に関し必要な事項を定めるものとする。

### (承認の基準)

第2条 主催者は、市長賞の交付を受けようとする場合は、あらかじめ市長賞の申請に係る事業において、太田市の共催又は後援の名義（以下「共催名義等」という。）いずれかの名義使用の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

### (市長賞の内容)

第3条 市長賞は、1事業につき1件とし、賞状の贈呈をもって行うものとする。この場合において、贈呈する賞状は、秘書室所定の賞状を用いるものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長賞として賞品を贈呈することができる。この場合において、贈呈する賞品の数は、市長賞1件につき1品とする。

3 前2項の規定にかかわらず、主催者から市長賞の贈呈について次に掲げる依頼があったときは、市長は、事業の目的、内容、規模等を勘案し、贈呈する賞状又は賞品を決定するものとする。

- (1) 1事業につき2件以上の市長賞の贈呈を受けたい旨の依頼
- (2) 市長賞の賞品を持ち回りする等、市長賞を継続的に使用したい旨の依頼
- (3) 主催者側で用意した賞品を市長賞としたい旨の依頼

### (申請の手続)

第4条 市長賞の交付を受けようとする主催者は、太田市長賞交付申請書（別記様式）及び共催名義等の使用承認書を市長に提出しなければならない。

### (交付の承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該事業に係る市長賞交付の可否について審査し、その結果を10日以内に主催者に回答するものとする。

### (承認の取消し等)

第6条 市長は、市長賞交付を承認された事業が、承認後、計画等の変更により共催名義等の使用承認を取り消された場合は、市長賞交付承認を取り消すことができる。

2 主催者は、事業の実施に当たり、市長賞として贈呈する賞状又は賞品を事前に受領している場合において、当該事業を実施しなかったとき、又は承認を取り消されたときは、

遅滞なく当該賞状又は賞品を市長に返還しなければならない。

(事務処理)

第7条 市長賞交付承認等の事務は、秘書室で行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。